

# 特定行政書士プレ研修リニューアルのお知らせ

## <中央研修所>

特定行政書士プレ研修「要件事実」講座のリニューアルが決定しました。

特定行政書士プレ研修とは、特定行政書士制度発足当初より、行政書士法第1条の3第2項に規定する「特定行政書士法定研修」に先立ち、行政法や要件事実分野に関する基礎知識を修得する機会として実施している研修で、令和4年4月現在、中央研修所研修サイト上に6講座を公開しています。

その中でも大変好評をいただいている「要件事実」講座について、昨今の民法改正に対応するため、再度、藤代浩則弁護士を講師に迎え、講座をリニューアルするとともに、知識の習熟度を確認するための「確認テスト②（要件事実分野）」を開設する予定です。

詳細につきましては、本会ホームページに別途案内を掲載しますので、この機会に是非御利用ください。

受講対象	行政書士会員
講師	藤代 浩則 弁護士
タイトル	(1) 新・要件事実 (2) 確認テスト②（要件事実分野）
受講料	(1) 3,300円（税込） (2) 1,100円（税込）
申込方法	中央研修所研修サイトからお申込みください。 ※同サイト内で研修のお申込み・受講料の決済を行うことができます。

公開時期 令和4年6月末日頃

※リニューアルに伴い、現在公開中の「要件事実」講座につきましては、令和4年12月末日をもって公開を終了とさせていただきます。新講座の公開後も購入は可能ですが、公開終了後は視聴できなくなりますので、御留意ください。



藤代 浩則 弁護士

### 【経 歴】

1997年4月 弁護士登録（千葉県弁護士会）

### 【活 動】

日弁連法務研究財団会員、日本公法学会会員、全国倒産処理弁護士ネットワーク（全倒ネット）会員、日弁連行政問題対応センター委員

### 【主要著書】（共著）

行政書士のための行政法 [第2版]（日本評論社）

行政書士のための要件事実の基礎 [第2版]（日本評論社）

行政手続実務大系（民事法研究会）

失敗事例でわかる！離婚事件のゴールデンルール 30（学陽書房）

要件事実というと「難しい」、「裁判以外には必要ない」、「弁護士の趣味の世界」と思われがちです。しかし、これを知っているだけで、不服審査請求をするに当たっても何を主張すべきなのか、どのような証拠・資料を揃えるべきなのか、行政側はなぜこのような反論をしてくるのかといったことが容易に分かる非常に便利なものです。特定行政書士になられたときの強力な道具として使いこなせるように是非とも御受講ください。